

平成23年度の加入受け付けが始まります

万一の事故に備えて交通災害共済に加入しましょう

昨年、市内では3の方が交通事故で亡くなっています。交通事故をなくすには、ルールを守るだけでなく、気持ちのゆとりと譲り合いの精神を持つことが大切です。しかし、ルールを守っていても、どんなに注意をしても交通事故に遭うことがあります。そこで、万一の事故に備えて加入していただきたいのが交通災害共済制度です。

これは、市民の皆さんが会費を出し合って、加入された方が交通事故に遭ったとき、互いに助け合う制度です。家族全員で交通災害共済に加入してください。

▶加入資格

市内に居住している方で住民基本台帳に登録されている方もしくは外国人登録原票に登録されている方、または市内の事業所に勤務している方。ただし、就学のために転出している場合は加入できません。

▶共済期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日

※共済期間内に市外へ転出した場合、または市内の事業所に勤務している方が市外へ転勤した場合は、効力を失います。

▶会費

1人年額500円

※10月以降で中途加入される場合は250円

▶加入方法

3月31日までは、自治会を通して(各自治会で指定した期間に限る)予約加入の取りまとめを行います。また、防災安全課交通担当(22番窓口)では1年を通して随時受け付けています。

▶対象となる交通事故(国内の道路上で発生した次の人身事故に限る)

- ・車両(自動車、原動機付自転車、自転車、バスなど)に乗車中の衝突、転落、接触などによる事故
- ・歩行中に発生した運行中の車両との衝突、接触などによる事故

▶対象とならない交通事故

- ・故意による場合
- ・無免許運転または飲酒運転
- ・地震、噴火、津波など天災に直接起因した交通事故
- ・歩行中の単独転倒による事故
- ・道路でない場所での事故(個人の宅地または企業・工場敷地内、農耕作業中の場合など)

▶見舞金

種類	区分	見舞金額	
死亡見舞金	事故発生の日から起算して180日以内に死亡したとき	1,000,000円	
後遺障害見舞金	事故発生の日から起算して180日以内に身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級5級以上の障害と診断されたとき	600,000円	
医療見舞金	実治療日数	180日以上	130,000円
		150日以上180日未満	100,000円
		120日以上150日未満	80,000円
		90日以上120日未満	60,000円
		60日以上90日未満	45,000円
		30日以上60日未満	30,000円
		7日以上30日未満	20,000円
		7日未満	14,000円

・実治療日数は、入院日数と通院日数(医師の診察を受けた回数)を加えたものです。また、医師の治療開始後に通勤、通学、就業などができなかった場合は、診断書と併せて休業証明書などにより通院しなかった日を実治療日数に加えることができます。

・原則として交通事故証明書、救急車出動証明書(公的証明書)が必要になります。交通事故証明書または救急車出動証明書がない場合は、実治療日数が30日以上でも支払われる見舞金の上限が20,000円となります。

▶見舞金の請求期限

事故発生日から2年以内。請求期限を経過したときは無効となります。

▶問い合わせ

防災安全課交通担当(内線284)